

No.	件名・内容	回答
1	<p>ぐるっとくん大谷循環運行について</p> <p>【内容】 大谷循環の運行本数を増やしてほしい。</p> <p>(受付No.) 31-2026 (受付日) 令和元年4月17日</p>	<p>市内循環バス「ぐるっとくん」は、民間路線バスを補完する支線として運行しておりますが、これまでの長大路線や、路線の重複、路線経路のわかりにくさ等といった問題を解消するため、平成28年2月に再編成を実施いたしました。</p> <p>現在、9路線を10台のバスを使い運行しており、ご利用につきましてご希望に添えないこともあります。限られた車両台数での運行をさせていただいておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>いただいたご意見は、次回の再編時に参考とさせていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>
2	<p>上尾市運行バス（上尾駅～東大宮駅）の停留所の追加について</p> <p>【内容】 陸橋の側道にバス停留所を追加してほしい。</p> <p>(受付No.) 31-2059 (受付日) 令和元年5月14日</p>	<p>市運行バスは、上尾市内の重要なバス路線を廃止させないために、運行事業者に対し、市が運行経費の補助を行っている民間のバス路線でございます。ご不便をお掛けして大変申し訳ございませんが、このたびのご意見につきましては、運行事業者に対しまして、ご報告させていただきます。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>
3	<p>駐輪場について</p> <p>【内容】 上尾駅東口西口近くは違法駐輪を厳しく取り締まっている。北上尾東口PAPA、ドンキホーテ側共に駐輪している多くの自転車についても早急に対応してほしい。</p> <p>(受付No.) 31-2100 (受付日) 令和元年6月18日</p>	<p>市では、JR上尾駅及び北上尾駅周辺を自転車放置禁止区域に指定し、放置自転車対策に取り組んでいるが、指摘の歩道部分は、自転車放置禁止区域外のため、放置自転車の撤去及び整理指導は行っていません。</p> <p>しかし、歩行空間に支障をきたしているため、商業施設に対して買い物利用者向けの駐輪場の設置並びに誘導の依頼、また、警察と協議し、現状で行える対策として今年3月に「駐輪・駐車禁止」の警告シールを歩道の安全柵に設置しました。今後、改善が見られない状況が続く場合は、関係機関と連携を図りながら、更なる対策を検討していきます。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138 都市計画課 (直通番号) 775-7629</p>
4	<p>道路の供用開始について</p> <p>【内容】 約4～5か月前に完成はしているが未だ自動車の通行はできていません。現状は格好の駐車場になっています。早急に開通を望みます。また、通行形態をどの様にする計画なのかご回答ください。</p> <p>(受付No.) 31-2125 (受付日) 令和元年7月2日</p>	<p>ご指摘のありました箇所は区画整理事業地内にあり、上尾市大谷北部第二土地区画整理組合により事業を実施しています。</p> <p>現在、駅前通りと鴨川が交差する橋梁箇所及び鴨川側道の供用開始に向け、信号機及び電柱の移設等について、車両のみならず歩行者が安心・安全に通行できるよう関係機関と協議を行っております。今後、地元町会とも調整を行い令和2年度中に道路の開通が出来るよう進めております。</p> <p>(担当) 市街地整備課 (直通番号) 781-8211</p>

No.	件名・内容	回答
5	<p>戸崎公園パークゴルフ場について</p> <p>【内容】 オープンして1か月あまりなので、利用者は少ないようです。今後、様々な工夫と努力で利用者が多くなることを期待しています。</p> <p>(受付No.) 31-2138 (受付日) 令和元年7月16日</p>	<p>戸崎公園パークゴルフ場を、より多くの市民の方々にご利用いただくために、広報紙への記事掲載や市内各公共施設へのポスター掲示、各事務区長や市PTA連合会を通じて、皆様のご家庭やいきいきクラブの方々、市内小・中学校の児童・生徒及び保護者の皆様へチラシ回覧、配布を実施しております。</p> <p>また、指定管理者による管理運営を行っておりますことから、今後、指定管理者と協議し、「初心者講習会」や「親子体験会」の開催など、パークゴルフ普及活動に向けた検討・支援を実施する予定です。</p> <p>(担当) みどり公園課 (直通電話) 775-8129</p>
6	<p>駅前駐輪場について</p> <p>【内容】 ネットで駅前の駐輪場定期利用料金を見て、高いと感じました。以前利用していた朝霞駅では、地下駐輪場で、シルバー人材を活用することにより3ヶ月定期が一律4950円でした。上尾駅、北上尾駅では雨ざらしでも5500円、屋内では9000円以上します。多少駅から離れても安い方が良いと考える方はいると思いますので、通勤手当内での駐輪場を設立していただきたいと思ひます。</p> <p>(受付No.) 31-2275 (受付日) 令和元年10月28日</p>	<p>上尾駅及び北上尾駅周辺には、民間駐輪場以外にサイクルポート南、原新町自転車駐車場の2箇所を市営駐輪場として管理・運営を行っております。利用料金につきましては、建物の形状や管理体制、駐輪する場所により異なっております。ご参考までに、市営駐輪場であるサイクルポート南自転車駐車場は、3ヶ月の定期利用で7,200円、原新町自転車駐車場は7,000円となっております。</p> <p>また、ご提案がありました市営駐輪場の設立につきましては、民間駐輪場への影響等も考慮しながら、慎重に検討していく必要があります。設置場所も含め現状での新たな設置は、難しいものと考えております。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>

No.	件名・内容	回答
7	<p>西口駐輪場の閉鎖について</p> <p>【内容】 上尾駅西口周辺へのカラーコーン等の設置に至った経緯について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事前予告をし、利用者に周知徹底したのですか</li> <li>2. 潜在一時利用者数と既設の駐輪場の一時無料利用の収容数を調べているのでしょうか</li> <li>3. 同じ市営でありながら、西口交番横の駐輪場と駅西出口横の駐輪場の料金が差があることはなぜですか</li> <li>4. 景観を損ねると言っていたましたが、今までは整然と整理され、景観を損ねているとは見られませんでした。今後、柵をし立ち入り禁止区域にするとその方が景観を損ねることになりませんか。</li> </ol> <p>(受付No.) 31-2286 (受付日) 令和元年11月9日</p>	<p>(カラーコーン等を設置した区域について) これまで自転車が多数とめられていた当該区域は、道路であり駐輪場ではありません。また、市で自転車放置禁止区域に指定しており、自転車をすぐに動かせない状態にしておくことを認めておりません。</p> <p>(問1について) 上尾駅東西口において、日ごろ自転車の放置が顕著にみられる場所周辺に、即日撤去を実施する旨の貼り紙を設置したほか、広報あげお・上尾市ホームページ・テレビ埼玉データ欄・上尾駅改札前情報発信モニター等へ記事を掲載するなど、様々な手段で周知を図り、対策を実施しております。</p> <p>(問2について) 平成29年度に実施した調査結果に基づき回答いたします。 &lt;平日15時30分時点の調査結果&gt; 放置自転車台数： 960台 (内、2時間以内の放置が328台) 一時利用駐輪場空き台数： 1253台 (内、無料時間設定有は715台)</p> <p>(問3について) 西口横の駐輪場「サイクルポート南」は市が運営を委託している市営の駐輪場ですが、西口交番横の駐輪場「サイクルポート西」は市が土地を貸し付けているだけで民間の運営になります。後者の料金設定は市で行っておりません。</p> <p>(問4について) 歩行者の通行の妨げにならないよう放置自転車の整理を行っておりますが、自転車放置禁止区域に指定されている駐輪場ではない場所に、自転車が多数放置されている状況を看過することはできません。また、現在設置されているカラーコーン等につきましては、自転車の放置を防ぐため、一時的に設置したものにすぎません。放置自転車がない、または正規の駐輪場に自転車がきちんととめられている状態が適正であると考えます。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>
8	<p>上尾駅西口と東口の駐輪について</p> <p>【内容】 駐輪場以外には駐輪出来ず困っております。早急に駐輪スペースを増加して下さい。今後もこのように赤いテープにて囲って置かなくするのでしょうか。その場合駐輪スペースを増加して下さい。</p> <p>(受付No.) 31-2275 (受付日) 令和元年10月28日</p>	<p>(カラーコーン等を設置した区域について) これまで自転車が多数とめられていた当該区域は「上尾市自転車放置防止条例」に基づき自転車放置禁止区域に指定されており、自転車をすぐに動かせない状態にしておくことが認められておりません。</p> <p>(駐輪場の増設、周辺店舗の利用について) 駐輪場につきましては、ラック式駐輪場の新規設置の検討を進めているほか、既存の民間駐輪場へ一時利用枠増設の検討を依頼しております。また、店舗利用者用の駐輪場は、本来店舗側が設置するべきであり、各店舗へ設置の検討を依頼しております。</p> <p>上尾市図書館上尾駅前分館の利用につきましては、建物南側「サイクルポート東」に数台分用意がございます。詳細は分館へ直接お問い合わせください (直通番号048-778-4111)。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>

No.	件名・内容	回答
9	<p>「自転車置き場」について</p> <p>【内容】 まるひろの所に急に自転車を置く事が出来ず困っています。どうしてですか</p> <p>(受付No.) 31-2337 (受付日) 令和2年1月28日</p>	<p>ご指摘の丸広百貨店を含む上尾駅周辺区域は「上尾市自転車放置防止条例」に基づき自転車放置禁止区域に指定されており、自転車をすぐに動かせない状態にしておくことができない場所となっております。</p> <p>自転車放置禁止区域内の駐輪場ではない場所に、自転車が多数放置されている状況は、身体の不自由な方をはじめとする歩行者の安全な通行や災害時等における避難・救助活動を妨げる原因になることから、市といたしましてもその状況を解消する必要があるため、このたびの対策を実施したものでございます。</p> <p>自転車をとめる際は、各店舗の駐輪場や駅周辺の市営や民営の駐輪場をご利用ください。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>
10	<p>自転車の利用促進について</p> <p>【内容】 異常気象、温暖化の原因は自動車の排気ガスではないかと思えます。環境保護の為、自動車の利用を減らし、自転車を利用すべきではないかと思えます。</p> <p>上尾駅周辺の放置自転車を整理することは賛成です。でも駐輪場を整備して自転車の利用を呼びかけてから行うべきだと思います。</p> <p>(受付No.) 31-2368 (受付日) 令和2年2月4日</p>	<p>令和元年11月から実施した、上尾駅周辺へのカラーコーン設置等による放置自転車防止のための強化対策につきましては、事前の調査で放置自転車を収容できる周辺駐輪場の空きスペースがあるとの結果に基づき実施したところであり、引き続き自転車利用者の皆様に各店舗の自転車置き場や駐輪施設のご利用をお願いしております。また、強化対策実施後、駐輪場を整備して欲しいとの要望も頂戴しておりますので、駅周辺店舗利用者用の駐輪場につきまして、各店舗への設置や増設の検討を依頼するとともに、歩道上へのラック式駐輪場等の設置の可能性について、関係機関等と協議しているところでございます。</p> <p>また、平成25年度より自家用車に過度に依存しない街づくりとして、自転車が安全・安心に移動できるように、警察と協議しながら自転車レーンの整備を進めているところでございます。</p> <p>今後も引き続き自転車レーンの整備を行い、利便性が高く快適な環境づくりを構築していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い致します。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138 都市計画課 (直通番号) 775-7629</p>
11	<p>自転車について</p> <p>【内容】 まるひろの自転車置き場にあげるのが大変です。貴方も老いますよ。考えて下さい。少しでも置く所を考えて下さいませ。</p> <p>(受付No.) 31-2372 (受付日) 令和2年2月7日</p>	<p>ご指摘の丸広百貨店の自転車置き場は上尾市が管理している施設ではございませんが、高い位置への駐輪が困難であるとのご意見は、過去にも寄せられており、改めて、この自転車置き場の管理者に申し伝えさせていただきます。</p> <p>また、市民の皆様からの、駐輪場を整備して欲しいという要望も頂戴しておりますので、駅周辺店舗利用者用の駐輪場につきまして、各店舗へ設置や増設の検討を依頼するとともに、歩道上へのラック式駐輪場等の設置の可能性について、関係機関等と協議しているところでございます。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>

No.	件名・内容	回答
12	<p>駅周辺の駐輪について</p> <p>【内容】 駅前の駐輪スペースがなくなった。自転車置き場を作ってから規制してもよいのではないか</p> <p>(受付No.) 31-2382 (受付日) 令和2年2月17日</p>	<p>これまで自転車が多数とめられていた当該区域は、「上尾市自転車放置防止条例」に基づき自転車放置禁止区域に指定されており、自転車をすぐに動かさない状態にしておくことができない場所となっております。また、警告札の貼り付けにつきましては、自転車が1台放置されるだけで、他の利用者が放置しやすい状況になることから、その防止と周知啓発のために実施しているものでございます。自転車放置禁止区域内の駐輪場ではない場所に自転車が多数放置されている状況は、身体の不自由な方をはじめとする歩行者の安全な通行や災害時等における避難・救助活動の妨げとなることから、市といたしましても解消する必要がございます。</p> <p>カラーコーンの設置につきましては、事前の調査で放置自転車を収容できる周辺駐輪場の空きスペースがあるとの結果に基づき実施いたしました。市民の皆様からの、駐輪場を整備して欲しいという要望も頂戴しておりますので、駅周辺店舗利用者用の駐輪場につきまして、各店舗へ設置や増設の検討を依頼するとともに、民間駐輪場との均衡を図った上での歩道上へのラック式駐輪場等の設置の可能性について、関係機関等と協議しているところでございます。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>
13	<p>第一団地について</p> <p>【内容】 第一団地の人口減少が著しいですが、残人を集めるなどして、住宅地への再開発などは行わないでしょうか。このまま人口減で良いのでしょうか。どの様なコンセプトをお持ちか教えてください。</p> <p>(受付No.) 31-2383 (受付日) 令和2年2月18日</p>	<p>管理主体であるUR都市機構が住み替え・建て替え等を検討しており、それらに対し、必要に応じて、協力調整を行っていきたいと考えております。</p> <p>(担当) 都市計画課 (直通電話) 775-7629</p>